

幸田町監査公示第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、町長等から平成27年度実施分監査指摘事項に対して、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成28年 5月 31日

幸田町監査委員 山 下 力

幸田町監査委員 池 田 久 男

様式 1

監査指摘事項措置状況通知書（環境経済部 産業振興課）

監査実施日 平成27年 6月 4日

幸田町監査公示第2号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>相見駅駐車場 町内のみならず岡崎市、西尾市を含め利用者増加のため対策を検討されたい。</p> <p>景観維持のため雑草等の除草作業等維持管理に今後も努められたい</p> <p>初めて利用する方が継続して利用してもらえるようにするため、入出庫時の発券機、清算機の利用方法が分かりやすく目立つよう、表示板を改められたい。</p>	<p>当該施設が公共相見駅駐車場であると認知されにくかったため、岡崎市、西尾市の方が通行される駐車場南側の坂崎野場1号線沿いに大型の相見駅駐車場看板を設置しました。今後も継続して、効果的な方策について探究してまいります。</p> <p>当相見駅駐車場内の植樹帯は、草刈機による除草作業が困難なため、現在手作業による草取りを作業委託し施設管理に努めております。今後も定期的に現地を確認しながら、施設景観維持のための除草作業等による施設維持管理に努めます。</p> <p>入出庫時の発券機・精算機には、定期券及び現金利用に関する看板・ステッカー等が設置してありますが、常時利用者が確認しやすいように、経年劣化した利用案内表示ステッカー等の交換をし、また予算等も含め耐久性のある案内標等の設置も今後検討してまいります。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (住民こども部 こども課)

監査実施日 平成27年 6月 4日

幸田町監査公示第2号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>横落児童館・幸田児童館 公共施設に多くに整備されている AEDの設置について検討されたい。</p> <p>就園前児童である利用者親子の利 便性を考慮し、駐車場の確保に努め られたい</p>	<p>平成28年度予算にて購入予定</p> <p>横落児童館については、横落区の御厚意によ り、横落コミュニティーセンターの駐車場を 利用させていただいています。</p> <p>幸田児童館については、近隣地での駐車場確 保は困難な状況です。今後は、将来的な児童 館の移設も視野に入れて検討していきます。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（消防本部 予防防災課）

監査実施日 平成27年 7月 1日

幸田町監査公示第3号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>自主防災会</p> <p>補助金交付要綱第13条中「未納額について年7.0パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。」とあるが、現在における通常利息とかけ離れているため要綱改正等改善されたい。</p> <p>補助対象の防災器材等の目的外使用について、区長会等を通じ防災に関する事由以外の使用の禁止について徹底されたい。</p>	<p>遅延利息、年7.0パーセントについては現在関係機関と改善に向けて調整中であり早期に実施します。</p> <p>防災器材庫の目的外使用について、4月の区長会、各区からの補助金申請時に説明をして目的外使用をしないようお願いしています。</p>

様式 1

監査指摘事項措置状況通知書（総務部 総務課）

監査実施日 平成27年7月1日

幸田町監査公示第3号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>幸田小学校区地区コミュニティ推進協議会 深溝小学校区地区コミュニティ推進協議会</p> <p>補助金交付要綱第12条中「未納額について年7.0パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。」とあるが、現在における通常利息とかけ離れているため要綱改正等改善されたい。</p> <p>補助対象事業について、コミュニティ推進協議会間で不公平感が生じないよう、各コミュニティ推進協議会の特色を生かしながら、情報交換など徹底して補助対象事業について検討されたい。</p>	<p>現在の社会情勢等踏まえ、通常利息や他補助金における遅延利息についても考慮し、適正な割合になるよう本補助金についても要綱の改正を検討する。</p> <p>平成25年より3年度にわたり、各コミュニティ推進事業関係者と、補助金の有り方について話し合いを行ってきた。この内容を踏まえ、平成29年度より、補助対象事業等を見直した算定を行う予定である。今後も、コミュニティの発展のため、より公平で実用的な支援ができるよう、補助金の有り方について引き続き検討を行っていく。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（総務部 財政課）

監査実施日 平成27年10月21日

幸田町監査公示第4号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>備品台帳と現物との照合作業については、今後も手法について一層の改善を図り、庁舎内の備品管理の適正化に努められたい。</p>	<p>手法を改善する等工夫をし、備品台帳と現物との照合作業に努めるとともに、照合作業を行った際は、作業実施日及び確認者がわかるよう、点検記録（照合履歴）を作成します。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（教育委員会 学校教育課）

監査実施日 平成27年11月12日

幸田町監査公示第5号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>坂崎小学校</p> <p>毒物・劇物の管理状況について、使用簿への記載漏れが見受けられた。残量については毒物等の使用後確実に記載し、記載漏れがないよう改善されたい。</p>	<p>毒物等の使用後は確実に使用簿に記載するよう全職員に周知し、理科主任による毎月の残量点検については、必ず容器を手に取り確認するよう指導した。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（企画部 人事秘書課）

監査実施日 平成28年1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>備品台帳の管理について、台帳と現物との照合作業は行われていたものの、点検記録が残されていなかった。照合作業を行った際には、作業の実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残されたい。</p>	<p>平成28年4月27日に照合作業を実施し、実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残しました。今後も適正な管理に努めます</p>



様式1

監査指摘事項措置状況通知書（企画部 企画政策課）

監査実施日 平成28年1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>備品台帳の管理について、台帳と現物との照合作業は行われていたものの、点検記録が残されていなかった。照合作業を行った際には、作業の実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残されたい。</p>	<p>備品台帳と現物との照合作業を行った際は、作業実施日及び確認者が分かるよう、点検記録（照合履歴）を作成します。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（企画部 企業立地課）

監査実施日 平成28年1月21日

幸田町監査公示第7号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>備品台帳の管理について、台帳と現物との照合作業は行われていたものの、点検記録が残されていなかった。照合作業を行った際には、作業の実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残されたい。</p>	<p>平成28年4月27日に、実施日及び確認者が分かる点検記録により、照合作業を実施しました。今後も適正な備品管理に努めます。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（消防本部 庶務課）

監査実施日 平成28年 2月10日

幸田町監査公示第8号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>備品台帳の管理について、台帳と現物との照合作業は行われていたものの、点検記録が残されていなかった。照合作業を行った際には、作業の実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残されたい。</p>	<p>定期監査終了後、庶務課内で今後の備品台帳管理について協議し現在の台帳様式に照合作業確認者の記入欄を作成しました。</p> <p>現在は、新台帳様式に変更し備品管理を行っています。</p>

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (環境経済部 水道課)

監査実施日 平成28年 3月 3日

幸田町監査公示第10号関係分

監査指摘事項等	措置状況
<p>ポンプ室電気機械設備工事H27-13                      (1) 工事関係事項を規定する仕様書等について、次の事項を考慮して整備すること。</p> <p>本工事関係事項は、「工事請負契約約款」に基づいて各種の「工事関係標準規定」等に準拠するとともに、本工事目的に関する事項は、「特記仕様書」、「工事図面」並びに「工事費積算書」等に提示している。しかし、「特記仕様書」には本工事に特化した事項と併せて工事一般に共通する事項をも併せて記述している。</p> <p>今後は工事一般に共通する事項を「工事共通仕様書」として独立した汎用性ある文書に示し、当該工事に関する特記事項は「特記仕様書」、「工事図面」並びに「工事費積算書」等に明示することにより関係事務実施の確実性並びに効率性を図ることが有意と考えられる。</p> <p>本監査対象工事は、老朽化した受配電設備並びに送水ポンプ等を更新し、関係する報告書の4-2(1)計画に示す関係施設整備と併せて当ポンプ場の安定した効率性の高い運用を図る所期の目標を実現するものである。</p> <p>従ってこれら事項を「特記仕様書」に明示して、本工事施工関係者における全体工事の整合性実現への適切な対応を求めることが有意であると考えられる。</p> <p>特記仕様書には一部に「承認」という用</p>	<p>今後は工事一般に共通する事項を「工事共通仕様書」として独立した汎用性ある文書に示し、当該工事に関する特記事項は「特記仕様書」、「工事図面」並びに「工事費積算書」等に明示してまいります。</p> <p>今後は工事施工関係者に対し、工事全体への整合性を実現し適切な対応を求めるために、特記仕様書に工事の計画等内容を明示するように努めてまいります。</p> <p>特記仕様書に基づく発注者と請負者の</p>

語の使用が認められたが、本工事を「請負工事契約約款」の「双務契約」の趣旨に基づいて、発注者と請負者の合意による一層効果的な実施を図る為、これを「承諾」として実施することが求められる。

また、本工事に求める重要な機器性能を規定するにあたって「一流の製品」並びに「予備品・付属品」或いは「仮設設備の必要性」等の表記があるが、これらは工事費用にも関係する重要な事項であることから、具体的にその内容を提示することが求められる。

なお、「特記仕様書」は電気設備編と機械設備編の2部構成となっているが、先の事項を含む用語使用並びに明示すべき事項について統一性を欠く表記が見受けられたので、これを改めることが求められる。

「参考資料 運転方案」が請負契約書に添付されているが、これは本工事施行関係設備の運転方式を規定する重要な事項であることから、「参考資料」ではなく「特記仕様書」に含む事項として措置することが求められる。

(2) 本工事は通常の施設運用を維持・継続しながら関係設備を更新するものであり、従ってこれに伴う関係既存設備の休止許容時間等並びに新設設備の全体工事竣工前の部分使用等について、発注者と請負者の合意形成が求められる。

そこで、これら請負契約上の事項を「工事請負契約約款」等関係規定に基づいて「特記仕様書」に明記する等適切な措置が必要である。

合意につきましては、「承諾」として実施していきます。

そして、工事に求める重要な機器性能を規定する場合には、今後具体的な内容を提示してまいります。

また、複数の設備がある場合は、それぞれの設備に関して特記仕様書に明示すべき事項を適正に表記してまいります。

設備の運転方式を定める「運転方案」のような重要事項は、特記仕様書に含む事項として明記してまいります。

(2) 今後このような設備の更新工事での既存設備と新設設備の使用方法につきましては、特記仕様書に明記してまいります。